

太田市告示第36号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定により公金の収納に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のように委託したので、同条第2項及び太田市財務規則（平成17年太田市規則第73号）第45条第2項の規定に基づき告示する。

令和7年4月7日

太田市長 清水 聖義

- 1 公金事務の委託を受けた者（以下「指定公金事務取扱者」という。）の名称、住所又は事務所の所在地

- (1) 名 称 社会福祉法人 太田市社会福祉協議会
会長 黒澤 孝行
- (2) 所在地 太田市飯塚町1549番地

- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等

- (1) 太田市新田福祉総合センターの使用料及び回数券売上、入浴用品売上収入
- (2) 太田市尾島健康福祉増進センターの使用料及び回数券売上収入

- 3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和7年4月1日

- 4 法第243条の2第1項の規定による委託をした日

令和7年4月1日